

提言

心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成
－「公認心理師養成カリキュラム等検討会」
報告書を受けて－



平成29年（2017年）9月13日

日本学術会議

心理学・教育学委員会

心理学教育プログラム検討分科会

健康・医療と心理学分科会

この提言は、日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会と健康・医療と心理学分科会の合同審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会

委員長	利島 保	(連携会員)	広島大学名誉教授
副委員長	箱田 裕司	(第一部会員)	京都女子大学発達教育学部教授
幹事	菅原ますみ	(連携会員)	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
幹事	中島 祥好	(連携会員)	九州大学大学院芸術工学研究院教授
	遠藤 利彦	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	長田 久雄	(連携会員)	桜美林大学大学院老年学研究科教授
	楠見 孝	(連携会員)	京都大学大学院教育学研究科教授
	桑野 園子	(連携会員)	大阪大学名誉教授
	佐藤 隆夫	(連携会員)	立命館大学総合心理学部長
	鈴木 直人	(連携会員)	同志社大学心理学部教授
	長谷川寿一	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授

日本学術会議心理学・教育学委員会健康・医療と心理学分科会

委員長	小西 行郎	(連携会員)	同志社大学赤ちゃん学研究センター教授
副委員長	利島 保	(連携会員)	広島大学名誉教授
幹事	松井 三枝	(連携会員)	金沢大学国際基幹教育院教授
幹事	笠井 清登	(連携会員)	東京大学大学院医学系研究科教授
	丹野 義彦	(第一部会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	箱田 裕司	(第一部会員)	京都女子大学発達教育学部教授
	佐藤 隆夫	(連携会員)	立命館大学総合心理学部長
	重野 純	(連携会員)	青山大学大学院教育人間科学研究科教授
	福山 秀直	(連携会員)	京都大学大学院医学研究科特任教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	井上 示恩	参事官(審議第一担当) (平成 29 年 3 月まで)
	西澤 立志	参事官(審議第一担当) (平成 29 年 4 月から)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐 (平成 28 年 12 月まで)
	齋藤 實寿	参事官(審議第一担当)付参事官補佐 (平成 29 年 1 月から)
	石部 康子	参事官(審議第一担当)付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

平成 27 (2015) 年 7 月 8 日「公認心理師法案」[1]が衆議院に再提出され、9 月 3 日衆議院で可決、9 月 9 日参議院で可決され、9 月 16 日公布に至った。本法によると、公認心理師資格は、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣（文部科学、厚生労働）が実施する国家試験を経て取得する名称独占の国家資格である。

本法律を所管する文部科学省と厚生労働省は、公認心理師法施行準備室を設置し、平成 28 年 3 月末に公認心理師制度推進室（以後、推進室と略す）と名称を改めて、公認心理師法施行に係る具体的業務に入った。推進室は、平成 28 (2016) 年 4 月一般財団法人日本心理研修センターを公認心理師試験業務の試験機関に指定し、平成 28

(2016) 年 9 月 20 日に、第 1 回公認心理師カリキュラム等検討会（以後、検討会と略す）を設置した。第 2 回検討会（同年 10 月 4 日）において、公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（以後、ワーキングチームと略す）を設置した。日本学術会議心理学・教育学委員会「心理学教育プログラム検討分科会」と「健康・医療と心理学分科会」（以下、両分科会と略す）に対しワーキングチーム構成員 1 名の推薦依頼があり、健康・医療と心理学分科会委員が、ワーキングチーム構成員として参画した。検討会は、ワーキングチームの素案を基に、平成 29 (2017) 年 6 月 7 日に「検討会報告書」[7]を公表した。

日本学術会議心理学・教育学委員会は、これまで心理学教育のあるべき姿や国家資格法制について審議してきた。2008 年（平成 20 年 4 月）に、両分科会は対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」[3]を発出した。また、同年（平成 20 年 8 月）には、健康・医療と心理学分科会が提言「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国資格法制の確立を」[4]を発出した。また、日本学術会議は、2010 年（平成 22 年 10 月）に文部科学省高等教育局の要請を受けて、回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を公表し、これを受けて心理学・教育学委員会心理学分野の参照基準検討分科会は、2014 年（平成 26 年 9 月）に報告「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準-心理学分野-」[5]を公表した（以後、参照基準と略す）。これ以後、この参照基準は、我が国の学士課程における心理学教育の質保証の裏付けとなってきた。

2 現状及び問題点

法律成立後、両分科会は合同委員会を持ち、公認心理師養成カリキュラム案について検討した。その結果、公認心理師養成カリキュラムが、学士課程の質保証である「参照基準」に沿う心理学教育のあるべき姿を損ない、心理学研究と研究者養成の体制衰退を招くとの危惧を持った。そこで、両分科会は、平成 30 年度の法律施行前にカリキュラムの問題点を指摘し、問題を早急に解決するよう、公認心理師資格を所掌する文

部科学大臣並びに厚生労働大臣並びに大学等の公認心理師養成機関に向けた提言を行うことにした。提言は以下の5点である。

3 提言等の内容

(1) 高等教育に相応しい教育課程こそ大学の公認心理師養成の特色とすべきである

大学の公認心理師養成教育は、資格教育だけに専心するのではなく、高等教育の人材養成に相応しい学士力を担保した教育課程を前提にして行うべきである。

(2) 公認心理師養成のための大学間・大学院間コンソーシアム制度を確立すべきである

公認心理師養成カリキュラムの実施に当たって、担当教員の不足を補うために、単位互換をおこなう大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」が必要である。そのためには、文部科学省等の関係省庁に対して、この制度を積極的に支援する努力を求めたい。

(3) 「参照基準」にもとづいて質を保証する公認心理師養成カリキュラムとすべきである

公認心理師養成において、日本学術会議が2014年に発出した心理学教育の「参照基準」を重視した質保証をおこない、5年後の見直しでは、国際標準に沿って公認心理師カリキュラムの再検討が必要である。

(4) 大学と大学院の科目シラバスの明確化と実習マニュアルの策定を急ぐべきである

大学の公認心理師養成カリキュラムには、到達目標はあるが標準シラバスが示されていない。また、大学院の心理学実践科目は、到達目標もシラバスも示されていない。国家資格の養成教育を実施するには、標準的なシラバスと実習マニュアルの策定を急ぐ必要がある。

(5) 技能を真に査定できる国家試験の事例問題の妥当性を検証すべきである

国家試験の「事例問題」の出題について、正解の妥当性を担保できない危険があるので、事前に慎重に検討し、事後検証も徹底すべきである。

目 次

1 作成の背景	1
2 現状及び問題点	2
3 提言等の内容	3
4 終わりに	10
<表1>日本学術会議健康・医療と心理学・心理学教育プログラム検討分科会と 日本心理学会ワーキング・グループとの統合案	12
<表2>公認心理師養成カリキュラムにおける大学及び大学院における 必要な科目（検討会報告書より抜粋改変）	13
<参考文献>	14
<参考資料1>公認心理師法成立後の審議経過	15
<参考資料2>公認心理師カリキュラムの大学・大学院における 必要な科目に含まれる事項（到達目標：報告書より抜粋）	16
<参考資料3>公認心理師養成カリキュラムと国家試験に関する考え方	24

1 作成の背景

平成 20 (2008) 年、日本の各種の心理学関連学会の団体である日本心理学諸学会連合 (以後、日心連と略す) が、医療心理師の国家資格を推進しようとする医療心理師国家資格制度推進協議会 (以後、推進協と略す) と臨床心理士の国家資格を推進しようとする臨床心理職国家資格推進連絡協議会 (以後、推進連と略す) に対し、国家資格問題についての協議再開の働きかけを行い、平成 21 (2009) 年に日心連、推進協、推進連の三団体の協議が再開された。そして、「心理職に国家資格を」と題する「三団体要望書 (一資格一法案)」を発信して、平成 26 (2014) 年 6 月 16 日に自民、民主、公明を含む超党派議員連盟による「公認心理師法案」が、第 186 回衆議院に提出されたが、会期切れとなり継続審議となった。また、同年 11 月 21 に第 187 回臨時国会が解散となり、審議されずに廃案となった。しかし、平成 27 (2015) 年 6 月 8 日「公認心理師法案」が衆議院に再提出され、9 月 3 日衆議院で可決、9 月 9 日参議院で可決され、「公認心理師法」[1]は 9 月 16 日公布に至った。

法律成立を受けて、心理学教育プログラム検討分科会は、第 3 回分科会から公認心理師法の下での学部・大学院の心理学教育の在り方についての審議に入った。また、健康・医療と心理学分科会は、第 2 回分科会から公認心理師の養成カリキュラムの策定についての審議に入り、第 3 回分科会では公認心理師養成カリキュラムの素案を策定した。この素案に基づいて、両分科会は、第 4 回分科会から合同分科会として公認心理師の養成カリキュラムについて具体的な審議を行った。

一方、公益社団法人日本心理学会は、法律成立直後の 9 月 23 日第 79 回大会期間中に緊急会員集会を開催し、約 500 名の会員の前で法律に機動的に対応すること及び学会執行部直下に「公認心理師に係るワーキング・グループ」を編成することを公約した。平成 27 年 10 月にその第 1 回の会合が持たれ、以後、平成 25 (2013) 年に設立された「一般財団法人日本心理研修センター」への寄与や、上記の三団体の策定した公認心理師養成のカリキュラム案 (通称三団体案) に対する検討を行った。この経緯を経て、公益社団法人日本心理学会は、同年 12 月に日本学術会議「心理学教育プログラム検討分科会」と「健康・医療と心理学分科会」の両分科会との合同会議を持ち、公認心理師養成カリキュラムの策定審議を行い、両分科会と日本心理学会の公認心理師養成のカリキュラム統合案を見るに至った (表 1 参照)。

法律成立後、本法律を所管する文部科学省と厚生労働省は、公認心理師法施行準備室を設置し、平成 28 年 3 月末には公認心理師制度推進室 (以後、推進室と略す) と名称を改め、公認心理師法施行に係る具体的業務に入った。推進室は、平成 28 (2016) 年 4 月一般財団法人日本心理研修センターを公認心理師試験の試験機関に指定した。また、平成 28 (2016) 年 9 月 20 日には第 1 回公認心理師カリキュラム等検討会 (以後、検討会と略す) を設置し、第 2 回検討会 (同年 10 月 4 日) で公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム (以後、ワーキングチームと略す) を設置した。

日本学術会議の両分科会は、推進室及びその前身であった準備室に対し公認心理師養成カリキュラム統合案の意義や内容の説明を積み重ねたが、日本学術会議から検討会に構成員を送ることができなかった。しかし、推進室から両分科会に対しワーキングチーム構成員1名の推薦依頼があり、健康・医療と心理学分科会委員がワーキングチーム構成員として参加した。

ワーキングチームは、平成28(2016)年11月4日に第1回を開催し、公認心理師養成のカリキュラム等に関する検討事項を決め、同年11月16日の第2回のワーキングチームでは、カリキュラムについて関係団体・有識者のヒアリングを行い、各関係団体のカリキュラムに係る主張とその具体案が出揃った。両分科会はこの経緯を受けて、同年11月20日に合同分科会を開催し、公認心理師養成カリキュラムの日本学術会議案の考え方の骨子(参考資料3)を推進室に表明し、我が国の幅広い諸学会に対しても公表した。

ワーキングチームは、平成28年12月9日の第3回から平成29年3月30日の第8回まで審議を行い、公認心理師カリキュラム等(素案)を策定し、これを平成29年4月13日開催の検討会に付した。検討会で注目されたのは、受験資格として法律に記載された「その他その者に準じるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者」の中に、「専門学校(4年制)」の修了者が追加されたことである。すなわち、大学教育を受けず4年制専門学校でも受験資格が得られることになり、大学の心理学教育の根本にかかわる問題として大学関係者の関心を集めることになった。

検討会は平成29(2017)年6月7日に「検討会報告書」[7]を公表した。推進室は、平成29年6月7日付で厚生労働省のホームページ上に「公認心理師カリキュラム等検討会報告書について」として、検討会報告書(以下、報告書と略す)[2]とその報告書概要を掲載した。推進室は、平成29年7月31日に大学等の養成機関に対して施行規則案の説明会を開催し、また同年8月18日までパブリックコメントを受け付けた。

一方、これまで日本学術会議心理学・教育学委員会は、第21期の頃から心理学教育のあるべき姿や国家資格法制について審議してきた。2008年(平成20年4月)に、両分科会は対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」[3]を発出した。また、同年(平成20年8月)には、健康・医療と心理学分科会が提言「医療領域に従事する『職能心理士(医療心理)』の国資格法制の確立を」[4]を発出した。また、日本学術会議は、2010年(平成22年10月)に文部科学省高等教育局の要請を受けて、回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を公表し、これを受けて心理学・教育学委員会心理学分野の参照基準検討分科会は、2014年(平成26年9月)に報告「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準-心理学分野-」[5]を公表した(以後、参照基準と略す)。これ以後、この参照基準は、我が国の学士課程における心理学教育の教育課程のベンチマークとなり、心理学教育の質保証の裏付けとなってきた。

2 現状及び問題点

公認心理師法によると、公認心理師資格は、主務大臣（文部科学、厚生労働）が実施する国家試験を経て取得できる。国家試験の受験資格者は以下の三者である。

- (1) 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者（以後、第1号受験者と称す）
- (2) 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者（以後、第2号受験者）
- (3) 主務大臣が(1)及び(2)に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

これを受け日本学術会議の両分科会は、まず第1に、平成30年度より始まる大学での養成カリキュラムが国際標準を満たし「参照基準」に則ったものになる必要があることを確認した。また第2点として、大学院の養成カリキュラムにおいては、公認心理師業務に必要な横断的知識と心理職の各領域に特化した技能を養成することが必要であること、第3点として、国家試験では、大学で修得した心理学的基礎知識と、それを活用した大学院並びに実務経験での技能とを両方査定することが重要であることを指摘した。

両分科会はこれまでの審議を通して、検討会が示した公認心理師養成カリキュラムが、学士課程の質保証を念頭に置いた参照基準に沿う心理学教育のあるべき姿を損ない、心理学研究と研究者養成を行う体制の衰退を招きかねないという危惧を抱くに至った。そのため、両分科会は、平成30年度の公認心理師法の施行を前に、公認心理師カリキュラムに関する問題点を指摘し、それを早急に解決するよう、公認心理師資格を所掌する文部科学大臣並びに厚生労働大臣と大学等の公認心理師養成機関に対して提言を行うことにした。

3 提言等の内容

提言は以下の5点である。

(1) 高等教育に相応しい教育課程こそ大学の公認心理師養成の特色とすべきである

第1は、大学の公認心理師養成教育は、資格教育だけに専心するのではなく、「学士力」を担保した高等教育に相応しい教育課程を特色とすべきであるという提言である。

公認心理師は、心理学に関する専門知識及び技術をもって、心理学的アセスメントや心理援助・相談等を行う国家資格の専門職としての役割が、法律に位置づけられている。また、公認心理師の活躍する分野は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働など巾広いため、社会の多分野の基礎知識を前提とする。

一方で、国家試験受験資格者として、4年制専門学校の卒業生が、大学卒業生と同等の扱いを受けることになった。この点を考えると、大学は、公認心理師養成に「大

学教育ならでは」という人材養成の特色を出す必要が出てきたと言えよう。大学は、これまで担ってきた心理学教育を前提として、「学士力」の質を担保した高度な公認心理師養成をおこなうことが重要になってきた。大学は、公認心理師養成の教育課程のみに専心するのではなく、心理学教育の「参照基準」に沿った、大学でしかできない人材養成を特色として打ち出すべきである。

(2) 公認心理師養成のための大学間・大学院間コンソーシアム制度を確立すべきである

第2の提言は、公認心理師養成において単位互換をおこなう大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」に向けて、文部科学省等の関係省庁の積極的な支援を求めたいということである。

大学での公認心理師カリキュラムは25科目であるが、現在の学部での心理学の基礎心理学科目の担当教員数は極端に少なくなっている。これは以前の臨床心理士養成のための大学院制度によって臨床系教員数への偏在が生じたためである。日本心理学会による「大学における心理学教育調査」(2015)によると、講師以上の職階の心理学担当教員6168人中「臨床・人格・犯罪・矯正分野」は3011人(49%)に対して「知覚・生理・思考・学習分野」はわずか438人(7%)である。基礎心理系の教員を早急に補充することが必要であるが、大学の経営状態や定数削減の問題が顕在化する昨今にあっては限度があるだろう。また、実践に関する科目や心理学関連科目についても、担当できる教員をすべて揃えられる大学は限られている。

この問題を解消するためには、近隣大学間で単位互換をおこなう大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」を適用するのが現実的であろう。すなわち、複数大学が担当教員を融通しあい、単位互換制度を利用して協同で公認心理師養成カリキュラムに対応する仕組みを整備することが有効である。これは実習についても当てはまる。実習には指導教員数や実習施設の規模等に制限があり、実施に当たって困難が生じる。医療機関だけでなく福祉施設、司法関連施設、産業現場への実習の受け入れ先の確保は困難が予想される。従って、実習についても大学間および大学院間の「コンソーシアム制度」の実現が期待される。

コンソーシアム制度の運用には多くの困難が予想される。例えば、大学の地域的偏在、国公立大学と私立大学との単位互換が制度上認められるか、大学ごとに異なる受講料をどう調整するか、コンソーシアムの運営費をどう調達するか、運営主体の責任をどうするか、コンソーシアム間で教員の授業負担の偏りをどうするかなどである。こうした問題に対応するためには、公認心理師養成の所轄官庁である文部科学省及び厚生労働省が、大学間コンソーシアム制度を積極的に推進・整備する審議会を組織するなどの支援が望まれる。

(3) 「参照基準」に基づいて質を保証する公認心理師養成カリキュラムとすべきである

第3の提言は、公認心理師養成において、日本学術会議が2014年に発出した心理学教育の「参照基準」を重視した質保証をおこない、5年後の見直しでは、国際標準に沿って公認心理師カリキュラムの再検討が必要であるというものである。

これまで日本学術会議の両分科会は、前述のように、心理学教育のあるべき姿や国家資格法制について審議し、対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」[3]、「医療領域に従事する『職能心理士（医療心理）』の国資格法制の確立を」[4]を発出してきた。また、心理学・教育学委員会心理学分野の参照基準検討分科会は、2014年に報告「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準-心理学分野-」[5]を公表し、この参照基準は、我が国の学士課程における心理学教育の質保証の裏付けとなってきた。

国際的にみると、心理学専門職が用いるスキルの体系というのは、心理学の成果に基づきながら、現場のニーズに応じて形づくられた科学者-実践者統合モデルである。特に、現代心理学の基本は、生物・心理・社会（Bio-Psycho-Social）の統合モデルで構成され、例えば、国際標準である「国際バカロレア」の心理学は、認知領域（Cognitive）、生物学的領域（Biological）、社会文化領域（Socio-Cultural）の3領域で構成されている。日本学術会議の参照基準もこうした国際標準に基づくものである。

両分科会は、大学の公認心理師養成カリキュラムにおいても、国際標準の心理学教育課程と参照基準に沿うことが必須であると考えている。そのような立場から、公認心理師法の前提である心理学の知識教育は学士課程で完成させ、大学院教育は実践的スキルを学修するための実習に専念できるような、学部から大学院2年間の一貫的教育を念頭に置き、公益財団法人日本心理学会公認心理師ワーキング・グループと協力し、公認心理師養成に相応しいカリキュラム案の策定と審議を行ってきた。

両分科会は、第1、2号受験者とも学部カリキュラムの学修を通して心理学の基礎知識を定着させることが、公認心理師養成の必要十分条件と考えて、学士課程の心理学カリキュラムの到達目標は、現代心理学の成果と方法論を学修し、その上で公認心理師の汎用的活動領域である保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野の知識を修得した学士力を修得することと考えた。それゆえに、学士課程の心理学の基礎教育の充実を目的として、国際標準に準拠する科目群を設定し、全科目を必修とする「心理学の参照基準」に沿った表1の公認心理師養成カリキュラム案（総単位数60単位）を作成し、このカリキュラム案を採用するよう推進室に要望した。

しかし、今回公表された公認心理師養成カリキュラム（表2）の大学カリキュラムでは、日本学術会議が提案した単独科目が変更され、それらが合体した科目名に変容している。すなわち、このカリキュラムは、両分科会が前提とした学士課程教育の質保証を考慮しない、心理学の領域をつまみ食いした形の資格教育のための簡易版心理学教育カリキュラムとなってしまっている。すなわち、卒業論文や卒業研究が含まれておらず、心理学の基礎教育課程の充実を目指した両分科会の主旨からも大きくかけ離れている。卒業論文を書くことが、公認心理師の国家資格には必要ないという批判もあるが、心理学の本質的な学修が、卒業論文の作成過程で完成するという観点から、実践現場での心理

学的分析力や文章構成力を発揮できる学士力の証として、両分科会は卒業論文を養成カリキュラムに位置付けたのである。

このような学士力を考えない学士課程の公認心理師カリキュラムの必修科目では、1. 心理学基礎科目群の6科目、2. 心理学発展科目群の基礎心理学9科目、実践心理学5科目、心理学関連科目3科目、3. 実習演習科目群2科目の3科目群から成る合計25科目が設定されている。この点で、日本学術会議案と比べ、科目数を切り詰めたカリキュラム編成となっており、これまで我が国の大学が行ってきた学士力重視の心理学教育を、前提から覆す恐れが出てきたと言える。

公表された「報告書」には、「科目については、法律上では単位数等を省令で定めることを規定しておらず、また、大学の自主性を尊重するため、省令で単位数等を定めないとしている。ただし、必要な科目の検討にあたっては、1科目につき2単位以上履修することを想定していると、報告書に述べている。

実習科目については、その実施を担保する観点から、その時間数の下限を規定すると、報告書に記されている。この点について、ワーキングチームの会議において、日本学術会議の構成員から単位の明確化を繰返し要求したが、結局、科目の単位化について省令に明記されない扱いに終わった。設置基準の上から大学においては単位制を採用することが前提なので、大学における養成教育では単位制を無視した教育課程にはならないが、今後、公認心理師カリキュラムの授業に単位制でなく、時間数制を採用養成教育学校が出ることも予想される。

一方、このカリキュラムの実施により、学士課程では心理学教育の教育課程に組み込まれていた多くの領域科目が影響を受け、公認心理師カリキュラムの心理学科目を実施する可能性が出てくる。そのため、従来の心理学教育科目の廃止や縮小が起これ、これまで各科目を支えてきた学問研究の成果が見えにくくなり、心理学の学問領域が不明確になることで、各科目の独自性を支えている研究的、教育的価値を失う恐れが出てくる。

もう一つ厄介なことは、学士課程における心理学教育課程では、資格を目指す学生とそうでない学生とが混在するという問題が出てくることである。この問題を解決するために、大学が別個の教育課程を編成することは難しいであろう。すなわち、資格取得者対象の教育課程とそうでない学生の教育課程との複式での実施を考えることは可能であるが、そのために必要な人的、時間的、財政的余裕が、現在の大学教育にはないため、心理学教育を行う大学には、大きな教育上のジレンマが生じることも予想される。

公認心理師カリキュラムでは、多くの分野が合体科目（例えば、社会・集団・家族心理学など）によって取り扱われており、各科目の担当教員の資格あるいは教育の質の担保がなおざりにされる可能性がある。このことについて、これまで検討会では問題にならなかった。その一因として、検討会に高等教育機関の代表がわずかしかなかったことがあげられる。

合併科目の取り扱いについては、文部科学省、厚生労働省、一般財団法人日本心理研修センターが、公認心理師カリキュラムに含まれる科目名は変更できないまでも、科目の運用において複数の科目を履修した場合、所管官庁の文部科学省や厚生労働省、試験

機関である一般財団法人日本心理研修センターが、カリキュラムの当該科目を履修したと認定する（例えば、社会心理学、集団心理学、家族心理学の3科目を履修すると、社会・集団・家族心理学の履修を認める）ことが必要である。こうすることで、合併科目による学問領域の不明確さがなくなり、参照基準に沿った心理学教育が保障される。それと同時に各大学における公認心理師養成の充実と特色付けが図れると考えられる。

資格対象者向けに絞った教育課程に心理学教育が偏り、心理学教育課程の参照基準を大幅に逸脱することによる、学士力の弱体化を防がなければならない。高等教育機関の関係者は、参照基準を考慮した心理学カリキュラム編成により心理学教育の質保証を堅持することが重要である。それと同時に、5年後のカリキュラムの見直しに当たっては、国際標準の心理学の教育課程と参照基準に沿った心理学教育を前提に、これから生じる大学の公認心理師養成教育での問題を見極めながら、公認心理師養成の全般を再検討することが必要である。

他方、大学院課程のカリキュラムでは、心理実践科目を9科目と心理実践演習（450時間以上）の2群によって構成され、大学院修士課程または前期課程の修了要件の30単位の枠内に入るようになっている。しかし、このような大学院課程は、公認心理師養成に特化することを目的とする大学には都合が良いかもしれないが、研究者を志向する学生には適さないカリキュラムとなっていることは否めない。この点でも、我が国の心理学教育に関わる大学は、今後どのような方向性を持った大学教育や大学院教育にするのかが問われる岐路に立っている。

(4) 大学と大学院の科目シラバスの明確化と実習マニュアルの策定を急ぐべきである

第4は、公認心理師養成の大学と大学院の科目シラバスと実習マニュアルを早急に策定すべきであるという提言である。

公認心理師のカリキュラムにおいては、公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた「卒業時到達目標から、それを達成するカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文章化する教育法（Outcome-based education）」を念頭に置き、大学及び大学院における公認心理師のカリキュラムの各科目に対応して到達目標を設定している（参考資料2参照）。このように公認心理師カリキュラムを通して、各学科目の学修から公認心理師の到達すべき職能についての到達目標を設定したことは、高等教育における職能のアウトカムを明確にするという点で評価できる。しかし、このカリキュラムの到達目標が、真に職能のアウトカムを保証できるのかという問題については、各科目に具体のシラバスが示されていないので実際の学修到達目標の設定が難しく、養成教育上の学修アウトカムが担保されていない。

学士課程に示された各科目における具体の到達目標が設定されているのに対して、「大学院における必要な科目に含まれる事項」（表2並びに参考資料2参照）として、9つの講義科目には、「〇〇分野に関する理論と支援の展開に含まれる事項」という記述だけで、理論と実践ないし支援を展開する到達目標もアウトカムも示されていない。学士課程の心理学教育カリキュラムでは、これまで学修到達目

標を入れたシラバスの策定が行われてきた関係で、公認心理師カリキュラムの各科目のシラバスやアウトカムは、これまでの学部の心理学教育カリキュラムのそれを援用することも可能であろう。

ところが、大学院の心理学実践科目は、法律上の公認心理師業務を羅列したに過ぎず、示された到達目標が明確でなくシラバス策定が難しいと思われる。当初、大学院は実習に特化するということであったが、ワーキングチームの会議において、大学院でも実習以外の座学が必要だという臨床心理関係者の主張で9つの科目が提案された。しかし、これらの科目の内容と実習との関連について深い論議がなされなかった。このように到達目標が明確でない場合、各大学院はそれぞれ任意の到達目標を設定したシラバスを作成することになり、大学院教育の標準化は困難に思われる。この点は、学士課程のカリキュラムの実施と同時に、大学院教育カリキュラムの目標設定の具体化とシラバスの標準化を急ぎ行うべきである。特に、講義科目に関して大学院担当が可能な実務家教員は、現在のところ極めて少なく、技能養成の充実と言う点で、カリキュラム実施に不安が多いように思われる。そのため、大学院担当の実務家教員のリソースの蓄積を急ぐことも重要な問題であるし、実務家教員を大学院間で共有し、授業の単位互換制度を検討する必要がある。

また、学士課程と大学院課程の実習及び演習では、担当者用と学生用の標準実習マニュアルが必要であるが、検討会でも検討対象にはなっていなかった。そのため、どの施設で、どのような手順で実習を行えば、実習の到達目標が達成できるのかが、学生には見えてこないように思われる。このように、平成30年度にカリキュラムが実施される予定であるにもかかわらず、その半年前になっても標準実習マニュアルが不在の状態では、実習の手順等が実習施設の実習担当者の経験に頼った、極めて偏りのある内容に陥ることも危惧される。

国家試験問題には、後述のように、「事例問題」が出題されることになっている。この事例問題は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などの実習施設の実習内容と密接に関係するので、各実習施設でどのような内容の実習を行うのかについて示す標準実習マニュアルが必要である。そうでないと、適切な事例問題を作成することも難しくなると思われる。その意味でも、養成カリキュラムが実施される前に、標準実習マニュアルの作成を急ぐ必要がある。実際に、学部・大学院では、この標準実習マニュアルに沿って具体的な実習計画を立案するが、標準実習マニュアルがないと、学部・大学院の養成カリキュラムの実施に混乱が生じるのは避けられないであろう。

(5) 技能を真に査定できる国家試験の事例問題の妥当性を検証すべきである

第5は、国家試験の「事例問題」の出題について、正解の妥当性を担保できない危険があるので、事前に慎重に検討し、事後検証も徹底すべきだという提言である。

両分科会は、これまで公認心理師業務に携わることのできる資質を査定する上で、国家試験の出題範囲と内容について、どのように考えるのが妥当なのかを審議してきた。そして、両分科会として平成28(2016)年11月20日に「公認心理師養成カリキュラムと国家試験に関する考え方」(参考資料3)を推進室宛に提示した。その詳細説明は省略するが、要約すると、第1号、第2号受験者の平等性という観点から、公認心理師の国家試験は、学部で獲得した「知識」と大学院や業務経験で獲得する「技能」を出題内容として、試験問題を作成するのが、公認心理師の国家試験として至当であるとした内容である。

一方、心理師の国家資格について、国際的互換性を担保するという観点から、海外の国家資格の内容を見ると、アメリカの心理師(サイコロジスト)ライセンスは、(1)州ごとの名称独占資格(国家資格)、(2)心理学の領域・実践場所・職務内容を特定しない汎用資格であり、我が国の公認心理師に類似している。ただ、受験資格が博士号の取得とインターンシップによる業務経験を持つ者としている点で、公認心理師よりも厳しい資格となっている。

また、国家試験の出題という観点から見ると、全米共通の筆記試験(EPPP)を実施しており、その合格率は50%で、これもかなり難関の資格試験となっている。また、筆記試験(EPPP)の出題内容の割合は、基礎的心理学が約50%、実務が約30%となっており、心理学的知識修得の査定にかなりの比重がおかれている。このようなやり方が妥当であることは国際的にも認められているので、公認心理師の国家試験問題についても、心理学の基礎知識に関連した出題の割合を多くするのが望ましい。

国家試験の在り方について、我が国の多くの国家試験では、多岐選択式の回答形式を採用している。公認心理師国家試験でも多岐選択式が採用されることになった。

また、医療分野の国家試験では、事例解決を問う「事例問題」が多く出題されている。公認心理師の国家試験でも事例問題が出題されることが決まった。しかし、心理学における事例問題は、解決手段が1つと決まっておらず、複数の手段が考えられる。そのため、選択肢問題で1つの正解を選択することが難しい場合があるので、選択肢の作成にはかなりの工夫が必要である。

この点について、検討会の座長を務めた北村(2008)[6]は、医師と看護師の国家試験の相違から、「医師と看護師の試験問題作成にかかわって感じるのは、双方に学問の本質的な違いがあるということです。医師の場合は正解が1つになることが多いのですが、看護はケアとして考えると、よい問題ほど複数の解答が考えられるというケースが多いわけですね。もちろん、試験ですから、答えが1つになるように、問題のなかに誘導するような条件や要件を入れていく。試験問題としては、医師の場合は「正しいのはどれか」、看護師の場合は「最も優先するのはどれか」というような切り口になりますね。」と述べている。

北村は、看護領域の事例問題では、複数の正解が考えられたとしても、それを1つに絞るように誘導する出題が可能だとしている。しかし、心理学領域の事例問題では、複

数正答があるどころか、相反する解答が導かれる可能性もあり、看護領域のように正解を1つに絞ることが困難な場合が多い。

公認心理師国家試験では、知識と技術の能力の両方を査定することになっている。知識について問う問題は、既存の知識を関連付ける出題が可能である。他方、心理領域の事例問題の出題は、受験者がどのような心理学の理論的または実践的なバックグラウンドで技術を修得したかにより、出題に対する解答も千差万別になる可能性がある。事例問題の出題割合について、第5回ワーキングチームで「事例問題を半数程度とする」という原案が出されたが、公認心理師の業務において、誰もが納得できる妥当な事例問題を半数も作るのは困難という批判が多かった。それで第6回ワーキングチーム以降では、「試験問題のうち、事例問題を可能な限り多く出題する」という表現に落ち着いた。

このことから、事例問題の出題割合は、試験問題作成委員会に委ねられることになるが、試験問題作成委員会が妥当な事例問題をどれだけ作成できるのかは、同委員会の能力にかかっている。また、事例問題の割合をどうするかについても、試験問題作成委員会は、事前に慎重に検討する必要がある。公認心理師の国家試験問題の作成にあっては、誰もが納得できる問題の出題と妥当な正解の担保が難しく、試験問題作成委員会は、試験問題の事後検証を年度ごとに徹底して行い、試験問題の改善を行っていくべきである。

4 終わりに

以上5つの提言の他に、公認心理師養成カリキュラム等検討会やワーキングチームにおいて審議の議題にならず、公認心理師法実施に当たって早急に解決すべき問題点を指摘しておきたい。

第1の問題は、カリキュラムの省令化が行われた後も、養成教育の標準シラバスが示されず、その作成機関が明確にされてない点である。特に、カリキュラムがスタートする半年前の時期にあって教育機関の教育課程編成に混乱を招き、初期の公認心理師教育の質保証にも疑問が生じることが危惧される。

第2の問題は、公認心理師カリキュラムが構成する科目の担当教員が充足できないという問題である。特に、これまで従来の心理学教育カリキュラムになかった医療系科目や法律系科目の担当教員がいないのは当然としても、学部の心理学教育の基礎心理学科目担当の教員数に比して臨床系教員数の割合が大きく、学士課程の公認心理師カリキュラムに十分対応できない問題がある。これら科目担当教員不足の解消策が、非常勤講師に頼るということであれば、公認心理師養成を行う大学の教育経費負担は、今後かなり大きくなることが懸念される。

第3の問題は、法律の施行を迎える平成29年9月に、公認心理師試験に関わる国家試験の作成、受験資格の認定、現任者講習等の業務が円滑に進行するかどうかという問題である。例えば、ワーキングチームで座長は、国家試験の出題基準やブループリントを作成すると明言したが、結局ワーキングチームが閉じられ検討会も終わった今も、出題基準やブループリントは日の目を見ていない。それらを誰が作成し、試験問題作成委員会をどこ

に設置するかも明確でない。これらの実施上の諸問題の処理が、試験機関の一般財団法人日本心理研修センターに丸投げされるとしたら、設立後わずか4年であり、試験機関認定2年足らずの組織である一般財団法人日本心理研修センターは、相当迅速に対処せねばならないであろう。特に、平成30年9月中旬までに実施する方針であると言われている第1回の経過措置対象者への国家試験業務を遂行するには、同センターは突如として重大な責任を負うことになる。

第4の問題は、公認心理師として実践活動する上での技能評価の問題である。公認心理師は、これから保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などの分野で業務活動することになるが、国家資格に合格しただけで公認心理師業務の即戦力になれるわけでない。そのため、各分野に固有の技能を身につけるには、各分野に関する研修や教育が必要である。将来的には、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働などの公認心理師業務について、それぞれ認定資格を付与することで、公認心理師としての職能的地位を上げることも必要になるであろう。ただし、各分野専門の公認心理師認定を行うには、各分野の公認心理師業務の分析に基づき、業務内容の明確な定義をすることが前提となる。

第5の問題は、大学院教育の養成目的が二元化することの弊害の問題である。前期課程ないし修士課程での公認心理師養成教育の目的は、業務の技術を高めることを主眼に置いたカリキュラムになっている。しかし、学部の学生と同様に、大学院学生は公認心理師を志向する学生だけでなく、研究者やその他の高度職業人を志向する学生が多く含まれており、これらの学生指導に十分対応できる教育体制が組めるかどうかは、これからの大学院教育本質的な問題となるであろう。特に、心理学教育を担う後継者養成ということを考えると、大学院教育は、公認心理師養成を担う人材養成と研究者の養成という両方の機能を持っている。すなわち、大学院教育は、後継者養成という意味で、心理学の発展にとって重要な役割を果たすことを、大学は十分認識しながら大学院教育を考えるべきである。

最後に、本提言は、問題の早期解決を所管省庁並びに公認心理師養成を担う高等教育機関に対し発出したものである。この提言が、人文系高等教育機関として唯一の国家資格となった公認心理師の養成の円滑な推進と、5年目の制度見直しに役立てられることを念願している。

表 1 日本学術会議健康・医療と心理学・心理学教育プログラム検討分科会と日本心理学会ワーキング・グループとの統合案

科目分類名	大項目	中項目	単位数	科目の学修目標	単位数
心理学基礎科目	心理学概論		2	現代心理学の全体像を知り、心理学の固有の考え方や理論を知る	
	心理学研究法		2	心を実証的に解明する科学的方法と基礎理論を習得する	
	心理学統計法		2	心理学で用いられる統計的整理法と解析法を習得し、実証の方法を学ぶ	
	心理学基礎実験実習		2	因果関係を明らかにする実験手法を学び、報告書作成のスキルを学ぶ	
	心理アセスメント実習		2	様々な心理学的測定法を習得し、心を定量的に測るスキルの基礎を学ぶ	
	卒業論文		6	学修の成果を主体的に取り組み研究活動として結実させ、論文にする	16
心理学発展科目	A 認知心理学関連科目	認知・知覚心理学 (思考心理学を含む) 学習・言語心理学 (行動分析学を含む)	2	感覚・知覚・記憶・思考・推理等、心の基礎的過程のメカニズムを知る	
		感情・人格心理学 (深層心理学、感情科学を含む)	2	条件づけ等人間が経験を通して学ぶ過程と、言語の働きについて学ぶ	
	B 生物学的心理学関連科目	認知神経科学 (生理心理学を含む) 神経心理学 (臨床神経心理学、臨床神経学を含む) 比較心理学 (比較認知科学、比較行動学、動物心理学、進化心理学を含む)	2	感覚・認知・記憶などを支える脳神経系の基礎的なメカニズムを知る	
			2	高次精神機能の脳内過程を知り、精神障害の生物学的基礎を理解する	
			2	他の動物種の心理学的過程を知り、人間の心理の特質を理解する	
	C 社会・産業心理学関連科目	社会・集団心理学 (対人関係論、家族心理学を含む)	2	対人関係での心の過程や、家族や集団や文化が人に及ぼす影響を知る	
		産業・組織心理学	2	産業活動や組織環境での心の動きや心理学的諸問題を理解する	
		福祉心理学 (コミュニティ心理学、社会福祉学を含む)	2	社会福祉や地域援助における心理的援助の理論とスキルを学ぶ	
	D 発達・教育心理学関連科目	発達心理学 (乳幼児心理学、児童心理学、青年心理学、高齢者臨床心理学、老年心理学、生涯発達心理学を含む)	2	誕生から死に至る各発達段階での特徴や変化の過程を理解する	
		教育心理学 (教育評価、教授心理学、学校心理学を含む)	2	教授法・評価法・生徒指導など教育的支援のスキルや諸問題を理解する	
		障害児 (者) 心理学 (発達臨床心理学、教育臨床心理学を含む)	2	各ライフステージごとの障害児 (者) の心理的特徴や支援方を学ぶ	
	E 臨床心理学関連科目	臨床心理学 (心理療法論・カウンセリング心理学、認知行動療法論、集団心理療法論、リハビリテーション心理学を含む)	2	臨床心理学における心理学的支援法の理論やスキルを学ぶ	
		心理検査法	2	人格・発達・知能等の機能を測定する理論やスキルを理解する	
		健康心理学 (医療心理学、ストレスマネジメント論を含む)	2	ストレスと心身の疾病の関係を知り、健康増進の方策について理解する	
		司法・矯正心理学 (犯罪心理学を含む)	2	犯罪・非行をめぐる心理を理解し、処遇や矯正のスキルや諸問題を学ぶ	
	F 隣接関連科目	臨床医学 (内科学、小児科学を含む。また医療の実践に必要な知識を含む) 精神医学	2	内科学、小児科学等の基礎を理解し、医療の実践に必要な知識を学ぶ	
		教育学 (学校教育制度論、教育経営学、社会教育学を含む)	2	公認心理師の活動に必要な教育学の基本的な知識と考え方を理解する	
心理実践・実習	心理面接実習		2	心理面接の基本的態度やスキルについて、実習場面を通して習得する	38
	公認心理師概論		2	医療、教育、福祉の各領域における職務・責任・倫理・関連行政等について理解する	
	心理実践実習		2	医療、教育、福祉の各領域の現場で見学・実習し公認心理師の活動を理解する	6
総単位数					60

表2 公認心理師養成カリキュラムにおける大学及び大学院における
必要な科目（検討会報告書より抜粋改変）

○大学における必要な科目	
1 心理学基礎科目 (1) 公認心理師の職責 (2) 心理学概論 (3) 臨床心理学概論 (4) 心理学研究法 (5) 心理学統計法 (6) 心理学実験	
2 心理学発展科目	
(基礎心理学) (7) 知覚・認知心理学 (8) 学習・言語心理学 (9) 感情・人格心理学 (10) 神経・生理心理学 (11) 社会・集団・家族心理学 (12) 発達心理学 (13) 障害者（児）心理学 (14) 心理的アセスメント (15) 心理学的支援法	(実践心理学) (16) 健康・医療心理学 (17) 福祉心理学 (18) 教育・学校心理学 (19) 司法・犯罪心理学 (20) 産業・組織心理学 (心理学関連科目) (21) 人体の構造と機能及び疾病 (22) 精神疾患とその治療 (23) 関係行政論
3 実習演習科目	
(24) 心理演習 (25) 心理実習（80時間以上）	
○大学院における必要な科目	
1 心理実践科目 (1) 保健医療分野に関する理論と支援の展開 (2) 福祉分野に関する理論と支援の展開 (3) 教育分野に関する理論と支援の展開 (4) 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	(5) 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (6) 心理的アセスメントに関する理論と実践の展開 (7) 心理支援に関する理論と実践の展開 (8) 家族関係・集団・地域社会における理論と実践の展開 (9) 心の健康教育に関する理論と実践の展開
2 実習科目 (10) 心理実践実習（450時間以上）	

<参考文献>

- [1] 「公認心理師法」官報 号外 212 号 3-7 平成 27 年 9 月 16 日
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>)
- [2] 公認心理師養成カリキュラム等検討会報告書
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167172.html>) 平成 29 (2017) 年 6 月 7 日
- [3] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討委員会、健康医療と心理学分科会、対外報告「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」平成 20 (2008) 年 4 月 7 日
- [4] 日本学術会議心理学・教育学委員会健康・医療と心理学分科会、提言「医療領域に従事する『職能心理士 (医療心理)』の国家資格法制の確立を」平成 20 (2008) 年 8 月 28 日
- [5] 日本学術会議心理学・教育学委員会心理学分野の参照基準検討分科会、報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 (心理学分野)」平成 26 (2014) 年 9 月 30 日
- [6] 北村 聖【コラム】「国家試験プール制の抱える諸問題 - 医師、看護師双方の国試に関わった立場から」看護教育 2008 49 巻 8 号 pp. 673.

<参考資料 1> 公認心理師法成立後の審議経過

平成 27 年

- 10 月 15 日 心理学教育プログラム検討分科会（第 3 回）
- ・公認心理師法の下での学部・大学院の心理学教育の在り方
 - ・公認心理師資格を希望する学生と希望しない学生のキャリア教育
 - ・公認心理士のキャリアに関する心理学志望者や一般への理解の図り方
- 11 月 11 日 健康・医療と心理学分科会（第 2 回）
- ・公認心理師に関わる養成カリキュラム案について

平成 28 年

- 3 月 23 日 健康・医療と心理学分科会（第 3 回）
- ・公認心理に関わる養成カリキュラムについて
- 5 月 14 日 合同分科会
- 心理学教育プログラム検討分科会（第 4 回）
- 健康・医療と心理学分科会（第 4 回）
- ・公認心理師カリキュラム案について
 - ・公認心理師カリキュラムの運用と心理学教育の在り方について
- 11 月 20 日 合同分科会
- 心理学教育プログラム検討分科会（第 5 回）
- 健康・医療と心理学分科会（第 5 回）
- ・公認心理師養成カリキュラム等検討会ならびにワーキングチームの進捗状況について
 - ・両分科会としての公認心理師養成に関する提言作成について

平成 29 年

- 5 月 28 日 合同分科会
- 心理学教育プログラム検討分科会（第 6 回）
- 健康・医療と心理学分科会（第 6 回）
- ・公認心理師カリキュラムの公表を受けての提言策定について
 - ・分科会としての提言案の取扱いについて
- 8 月 17 日 日本学術会議幹事会（第 250 回）
- 提言「心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成―「公認心理師養成カリキュラム等検討会」報告書を受けて―」を承認

<参考資料2>

公認心理師カリキュラムの大学・大学院における必要な科目に含まれる事項

(到達目標：報告書より抜粋)

○大学における必要な科目に含まれる事項

1 心理学基礎科目

(1) 「公認心理師の職責」に含まれる事項

- ① 公認心理師の役割
- ② 公認心理師の法的義務及び倫理
- ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保
- ④ 情報の適切な取扱い
- ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
- ⑥ 自己課題発見・解決能力
- ⑦ 生涯学習への準備
- ⑧ 多職種連携及び地域連携

(2) 「心理学概論」に含まれる事項

- ① 心理学の成り立ち
- ② 人の心の基本的な仕組み及び働き

(3) 「臨床心理学概論」に含まれる事項

- ① 臨床心理学の成り立ち
- ② 臨床心理学の代表的な理論

(4) 「心理学研究法」に含まれる事項

- ① 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究）
- ② データを用いた実証的な思考方法
- ③ 研究における倫理

(5) 「心理学統計法」に含まれる事項

- ① 心理学で用いられる統計手法
- ② 統計に関する基礎的な知識

(6) 「心理学実験」に含まれる事項

- ① 実験の計画立案
- ② 統計に関する基礎的な知識

2 心理学発展科目

(基礎心理学)

(7) 「知覚・認知心理学」に含まれる事項

- ① 人の感覚・知覚等の機序及びその障害
- ② 人の認知・思考等の機序及びその障害

(8) 「学習・言語心理学」に含まれる事項

- ① 人の行動が変化する過程
- ② 言語の習得における機序

(9) 「感情・人格心理学」に含まれる事項

- ① 感情に関する理論及び感情喚起の機序
- ② 感情が行動に及ぼす影響
- ③ 人格の概念及び形成過程
- ④ 人格の類型、特性等

(10) 「神経・生理心理学」に含まれる事項

- ① 脳神経系の構造及び機能
- ② 記憶、感情等の生理学的反応の機序
- ③ 高次脳機能障害の概要

(11) 「社会・集団・家族心理学」に含まれる事項

- ① 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程
- ② 人の態度及び行動
- ③ 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響

(12) 「発達心理学」に含まれる事項

- ① 認知機能の発達及び感情・社会性の発達
- ② 自己と他者の関係の在り方と心理的発達
- ③ 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達
- ④ 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方
- ⑤ 高齢者の心理

(13) 「障害者（児）心理学」に含まれる事項

- ① 身体障害、知的障害及び精神障害の概要
- ② 障害者（児）の心理社会的課題及び必要な支援

- (14) 「心理的アセスメント」に含まれる事項
- ① 心理的アセスメントの目的及び倫理
 - ② 心理的アセスメントの観点及び展開
 - ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査）
 - ④ 適切な記録及び報告
- (15) 「心理学的支援法」に含まれる事項
- ① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界
 - ② 訪問による支援や地域支援の意義
 - ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法
 - ④ プライバシーへの配慮
 - ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援
 - ⑥ 心の健康教育（実践心理学）
- (16) 「健康・医療心理学」に含まれる事項
- ① ストレスと心身の疾病との関係
 - ② 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援
 - ③ 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援
 - ④ 災害時等に必要な心理に関する支援
- (17) 「福祉心理学」に含まれる事項
- ① 福祉現場において生じる問題及びその背景
 - ② 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援
 - ③ 虐待についての基本的知識
- (18) 「教育・学校心理学」に含まれる事項
- ① 教育現場において生じる問題及びその背景
 - ② 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
- (19) 「司法・犯罪心理学」に含まれる事項
- ① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識
 - ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援
- (20) 「産業・組織心理学」に含まれる事項
- ① 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援
 - ② 組織における人の行動

- (21) 「人体の構造と機能及び疾病」に含まれる事項
- ① 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害
 - ② がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
- (22) 「精神疾患とその治療」に含まれる事項
- ① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。）
 - ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化
 - ③ 医療機関との連携
- (23) 「関係行政論」に含まれる事項
- ① 保健医療分野に関係する法律、制度
 - ② 福祉分野に関係する法律、制度
 - ③ 教育分野に関係する法律、制度
 - ④ 司法・犯罪分野に関係する法律、制度
 - ⑤ 産業・労働分野に関係する法律、制度
- (24) 「心理演習」に含まれる事項
- 知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、事例検討で取り上げる。
- ① 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得
ア コミュニケーション、イ 心理検査、ウ 心理面接、エ 地域支援等
 - ② 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
 - ③ 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ
 - ④ 多職種連携及び地域連携
 - ⑤ 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
- (25) 「心理実習」に含まれる事項
- ① 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。
具体的な施設については P19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。
ただし、経過措置として当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。
 - ② 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事

項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。

- (※) ア 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- イ 多職種連携及び地域連携
- ウ 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学における実習及び演習の指導体制について】

(1) 実習及び演習を担当する教員の要件（以下のいずれも満たす者）

- ① 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
- ② 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

(2) 実習及び演習を担当する教員の配置人数実習生 15 人につき教員 1 人以上

(3) 学外の施設に所属する実習指導者の要件（以下のいずれも満たす者）

- ① 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
- ② 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等（現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。）も可とする。

(4) 学外の施設における実習指導者の配置人数

実習生15人につき実習指導者1人以上（実習の実施時）

ただし、当該施設に実習指導者がいない場合は、教員が実習施設に実習生と共に訪問し、実習生に指導を行うこと。

○大学院における必要な科目に含まれる事項

1 心理実践科目

- (1) 「保健医療分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 - ① 保健医療分野に関わる公認心理師の実践
- (2) 「福祉分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 - ① 福祉分野に関わる公認心理師の実践
- (3) 「教育分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 - ① 教育分野に関わる公認心理師の実践
- (4) 「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 - ① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践
- (5) 「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 - ① 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践
- (6) 「心理的アセスメントに関する理論と実践」に含まれる事項
 - ① 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義
 - ② 心理的アセスメントに関する理論と方法
 - ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用
- (7) 「心理支援に関する理論と実践」に含まれる事項
 - ① 力動論¹に基づく心理療法の理論と方法
 - ② 行動論・認知論²に基づく心理療法の理論と方法
 - ③ その他の心理療法の理論と方法
 - ④ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①～③の応用
 - ⑤ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整
- (8) 「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」に含まれる事項
 - ① 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法
 - ② 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法
 - ③ 心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用

¹力動論…無意識の心の動き、パーソナリティ、対人関係様式を考慮に入れた心理療法理論の総称

²行動論・認知論…行動や認知の変容に焦点を当てた心理療法理論の総称

(9) 「心の健康教育に関する理論と実践」に含まれる事項

- ① 心の健康教育に関する理論
- ② 心の健康教育に関する実践

2 実習科目

(10) 「心理実践実習」に含まれる事項

- ① 実習生は、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、(※)に掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受けること。実習施設の分野については保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野の施設のうち、3分野以上の施設において、実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関（病院又は診療所）は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む。

具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。

- ② 担当ケースに関する実習の時間は 270 時間以上（うち、学外の施設での当該実習時間は 90 時間以上）とする。
- ③ 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
- ④ 大学又は大学院に設置されている心理相談室での実習も含む。

- (※) ア 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得
 - (ア) コミュニケーション、(イ) 心理検査、(ウ) 心理面接、
 - (エ) 地域支援 等
- イ 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- ウ 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- エ 多職種連携及び地域連携
- オ 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学院における実習及び演習の指導体制について】

(1) 実習及び演習を担当する教員の要件（以下のいずれも満たす者）

- ① 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
- ② 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

(2) 実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生5人につき教員1人以上

(3) 学外の施設に所属する実習指導者の要件（以下のいずれも満たす者）

① 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者

② 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等（現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。）も可とする。

(4) 学外の施設における実習指導者の配置人数

実習生5人につき実習指導者1人以上（実習の実施時）

<参考資料3>

2016年11月20日

公認心理師養成カリキュラムと国家試験に関する考え方

日本学術会議心理学・教育学委員会「心理学教育プログラム検討分科会」

日本学術会議心理学・教育学委員会「健康・医療と心理学分科会」

平成27年9月成立した公認心理師法は、同法制度推進室により公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（以後ワーキングチームと略す）が編成され、平成28年11月4日からカリキュラム、国家試験等の検討をスタートさせている。同ワーキングチームには、上記2つの分科会から構成員1名を推薦した。同構成員は、ワーキングチームの関係団体・有識者のヒアリングにおいて、両分科会の策定した学部・大学院カリキュラム並びに国家試験に係る具体案を提示した。

カリキュラムと国家試験に関わる本具体案の考え方は、公認心理師法並びに文部科学省高等教育局依頼による心理学教育の参照基準に準拠しており、その要旨は下記の3点に集約される。公認心理師のカリキュラム等の検討においては、これらの点が十分に検討され反映されるべきであると考え、本文書を作成するものである。

なお、両分科会は、今年度内に「公認心理師養成はどうあるべきか（仮題）」というタイトルの学術会議提言を公表する作業に取り組んでいる。

1 公認心理師法によると、国家試験受験資格者は、学部並びに大学院において心理学の知識・技術の学修した者（以下、1号受験者と略す）と、心理学を学修し学部卒業後、省令で定められた施設や業務年数を経た実務経験者（以下、2号受験者と略す）に与えられると定めている。公認心理師法第7条と附帯決議第2項では、履修科目や国家試験に関して、1号と2号受験者のどちらかが不利にならないよう、両者の平等性が求められている。公認心理師法5条で「試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う」とされており、大学院でのみ教えられる「知識」の試験出題は、2号受験者にとって不平等となるため、出題できない。それ故、国家試験は、1号と2号受験者が平等に学修した学部での「知識」と、大学院並びに実務経験で得た「技能」について行うと考えるのが至当である。

2 上記の点から、学部の心理学カリキュラムは、2008年中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて：大学学生の学士力の質保証」及び、文部科学省高等教育局が日本学術会議に諮問し、学術会議が回答した「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準」に則り、学術会議の心理学参照基準分科会が策定した「学士課程の参照基準（心理学分野）」に準拠して、学部卒業者の学士力の質保証をする心理学カリキュラムが編成されねばならない。特に、公認心理師の活動の基礎として重要なのは卒業論文である。卒業論文を作成する過程を通して、問題発見や課題解決の能力、柔軟な思考力、表現力、長期的な自主研鑽を継続して積む能力が養われることが、参照基準に明記されている。さらに、

カリキュラムの実施・評価に当たっては、「標準シラバス」を作成し、「理解すべきねらい」と「教育に含むべき事項」を科目ごとに策定し、科目担当者はシラバスと到達目標を公表して、学生の到達度を評価することで、教育内容の質を担保する必要がある。

3 国家試験に係る学部カリキュラムの科目に選択科目が含まれるのは、国家試験としてなじまず、全て必修科目であらねばならない。また、公認心理師の職能は、医療・教育・福祉、司法、産業の領域における汎用性があると法に規定されている。そのために、学部でのカリキュラムでは、これら5つの領域の知識を修得する科目を設定する必要がある。また、心理学の学士力という点から、世界標準の生物・心理・社会の3領域を含む科目設定が重要である。特に「認知神経科学」、「神経心理学」、「比較心理学」といった生物学的心理学領域の科目を必修とすることは、これらの知識が公認心理師の医療分野での活動において不可欠であり、「臨床医学」や「精神医学」を履修する上でも必要となるという点から重要である。